

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容	認定の有効期間
アイコンヤマト株式会社 代表取締役 池谷 勇治	鳥取市国府町 分上三丁目313	全 天 周 ナ ビ M I E R U 画 （全方位ムー ビー画像）	G I S（地理情報システ ム）と全方位ムービー画 像を組み合わせた動画	平成25年3月5 日から平成28年 3月4日まで
株式会社ジーアイシー 代表取締役 桜井 博幸	倉吉市東巖城 町125	簡易観測情報 配信システム 「かんそくん」	積雪、水位等を自動計測 し、当該計測によるデー タを集積し、及び表示す るシステム	平成25年8月10 日から同年9月 30日まで（期間 の更新）